

1 開催日時等

- (1) 日時：令和 7 年 8 月 6 日（水）午前10時～午前11時30分
- (2) 場所：郡山市こども総合支援センター 2 階 研修室

2 出席者

(1) 委員

佐野 孝治 （福島大学副学長）【委員長】
伊藤 江梨 （伊藤江梨税理士事務所 税理士）
吉津 健三 （きつ法律事務所 弁護士）
仙頭 紀明 （日本大学工学部 教授）
袖林 淳 （国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所副所長）

(2) 事務局及び発注所属

- ・市事務局
財務部長、財務部次長、契約検査課長、同課長補佐、同課工事契約係長、同課同係主査、同課契約管理係長、同課同係主査
- ・市上下水道局事務局
上下水道局長、上下水道局次長兼下水道整備課長、総務課長補佐兼契約係長、同課同係主査
- ・市発注所属
都市構想部区画整理課長補佐、同課主任技査兼整備係長
建設構想部道路保全課長補佐兼維持管理係長、同課主任技査兼維持管理係長
建設構想部河川課長補佐、同課河川管理係主任
- ・市上下水道局発注所属
下水道整備雨水施設係主任、下水道保全課管路維持係長、同課主任技査兼施設改良係長

3 議事

(1) 本市及び上下水道局発注の建設工事等に係る入札等について

＜審議概要＞

- ・佐野座長が、事務局へ案件に関する説明を求めた。
- ・市事務局：契約検査課長から市資料 1－1～1－4 に（P. 1～5）に沿って説明
- ・市上下水道局：上下水道局総務課長補佐兼契約係長から上下水道局資料 1－1～1－4（P. 37～40）に沿って説明
- ・佐野座長が、抽出委員である吉津委員へ建設工事に関する審議案件の抽出理由について報告を求めた。
- ・吉津委員から、市資料 2－1（P. 6）及び上下水道局資料 2－1（P. 41）に沿って以下のとおり案件抽出について報告

○郡山市発注工事

制限付一般競争入札

市－2：応札者が多く、有効率が比較的低かったため。

市－24：対象案件の中で有効率が最も低かったため。

指名競争入札

市－48：落札率が最も高く、有効率が最も低かったため。

市－55：有効率が比較的低かったため。

随意契約

市－79：対象案件が1件のみであるため

○上下水道局発注工事

制限付一般競争入札

水－2：落札率が最も高く、有効率が比較的低いため。

指名競争入札

水－8：有効率が比較的低いため。

随意契約

水－11：過去の審議実績を勘案したため。

- ・各案件に関し、委員から質問があり、事務局及び発注所属において回答

＜各案件に係る質疑応答＞

- ・制限付一般競争入札

市－2（ゼロ市債）八丁目日和田2号線 側溝工事

（市資料2－2、P.7）

【袖林委員】

資料内に令和6年4月10日付の入札公告と令和7年1月14日付の入札公告が2つあるが、これはどの工事にも使える入札公告と工事ごとの入札公告が別々になっているということでよいか。

【契約検査課長】

そのとおり。制限付一般競争入札においては、年度当初に共通公告という入札公告を定め、工事ごとの入札公告については、個別に定めている。

【袖林委員】

入札参加業者数が70者あり、そのうち45者が最低制限価格未満となっているが、どういう分析か。

【契約検査課長】

こちらの案件は「ゼロ市債」という案件で、令和7年度予算執行分を前年度中に入札契約を行うものである。新年度の最初の入札であったことから、応札が集中したものと考えている。

最低制限価格については、調整率は非公表としているが、計算式、それから設定範囲を予定価格のおおむね82%～92%としている旨公表している。

今回の案件は、最も低い応札が予定価格に対して64.57%、予定価格超過が5者いる。その中で89%台の応札が51者と集中している。公表されている情報の中で、各業者が予測する最低制限価格のラインと価格競争をする中で落札できるラインを見極めて応札した結果と考えている。

- ・制限付一般競争入札
市－24 伊賀河原土地区画整理事業 道路改良工事（その5）
（市資料2－3、P.24）

【伊藤委員】

こちらにも入札金額がほとんど最低制限価格未満となっているがその理由は。

【契約検査課長】

本工事は、予定価格に対して89.15～91.16%のわずか2%の間に入札が集中しており、非常に激しい競争だったこと、最低制限価格について直接工事費の割合が高い工事であったため、最低制限価格が高めの設定となったことが影響したものと考えている。

【伊藤委員】

市の設計について、事業者が実際に考える価格とずれているのではないかと印象を受けるが、改善の余地はないのか。

【契約検査課長】

最低制限価格を下回る入札が多いということで、設計方法を見直すということについては、ダンピング防止の観点から慎重に検討を行う必要がある。

【伊藤委員】

算定方法ではなく、調整率についてである。最低制限価格を上下させる率、これは非公表であるため、どのように算定しているかを窺い知ることは出来ないが、最低制限価格を下回る入札が多いということは、事業者の感覚とずれた調整率の設定になっていたのではないかと。調整率がどのように設定されているかは非公表のため、そこについて助言や意見は出来ないが、入札結果を見る限り、もう少し調整率の算定について何とかならないものなのか。

【契約検査課長】

工事に係る費用として、予定価格が必要費用と考えたうえで、これを下回った場合は品質に影響がある、下請事業者へ行渡りが少なくなる等懸念されるのが最低制限価格になる。最低制限価格の設定はダンピング防止という観点からは機能しているといえるが、執行上の問題があるのではという意見を頂いたので、それを踏まえて慎重に検討を行っていく。

【伊藤委員】

入札結果を見ると、ダンピングを防止という訳ではないように見える。つまり、ダンピングをしようとして入札しているかということ、恐らくそうではないのではないかと。ダンピング防止の観点で設定された最低制限価格、これから外れた事業者の実感として、事業者がダンピングではないとする価格と、市がダンピングと判断する価格がずれているのではと感じるので、もう少し合理的な設定が出来ないのかなと。

【契約検査課長】

貴重なご意見として承る。

【吉津委員】

直接工事費の割合が高いから最低制限価格が高いという説明があったが、その部分について詳しく説明してほしい。

【契約検査課工事契約係長】

最低制限価格の設定の仕方について、これは公表されている部分になるが、4つの項目、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費で構成されている。その中で、直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費の68%を合算し、これに調整率を掛けたものが最低制限価格となる。この中で直接工事費のうち97%が最低制限価格に反映されることから、直接工事費が高い工事については最低制限価格が高く設定される。

【佐野座長】

辞退が3者いるが、辞退理由は把握しているか。

【契約検査課長】

辞退の3者は入札参加申請をしたが、入札はしなかったということになるが、辞退理由については把握していない。

・指名競争入札

市-48 (ゼロ市債) 三御堂久保田線 舗装修繕(単独)工事
(市資料2-4、P.31)

【袖林委員】

今回は落札業者がたまたま最低価格になって、ほかの事業者が最低制限価格を下回っている。ほとんどが数万円の幅ではあるが、そのあたりは事業者それぞれの考えがあって、こういう結果となったという受け止めか。

【契約検査課長】

本件において、最低制限価格未満の入札のうち、最も近い入札が最低制限価格より0.1%低い入札金額であったことから、最低制限価格ギリギリを狙っての入札をした事業者が多かったということになる。

【伊藤委員】

県内ではかなり工事も少なくなって競争が激しくなっているという話も聞いていて、今回のような最低制限価格を下回る入札が多くなってくる。これについてはダンピング防止から仕方がないという考えなのか、それとも何か改善の方法は考えられるのか。

【契約検査課長】

最低制限価格を下回る割合は年々上昇しており課題ではあると感じている。最低制限価格の算定式や率は国や県の改訂に準拠しているので、調整率であったり、郡山市として考えらえる部分については検討していく。

・指名競争入札

市-55 (ゼロ市債) 柏山町小金林線 道路維持(舗装補修)工事
(市資料2-5、P.33)

【伊藤委員】

やはり最低制限価格を下回っている入札が多いと感じるが、どのような分析か。

【契約検査課長】

最低制限価格の調整率については回答出来ないが、いままでの案件よりは低い調整率の設定となっている。その中で最低制限価格を挟んで1万円以内の入札が4者あることから、ラインを見極める競争であったと考えている。

【仙頭委員】

最低制限価格における調整率の決定のプロセスはどうなっているのか。

【契約検査課長】

ある一定の範囲を定めて、その中で案件ごとに決定している。

【仙頭委員】

誰がどのように決定しているのか。

【契約検査課長】

非公表部分になるので回答することが出来ないが、恣意的に決められるものではない。

【伊藤委員】

調整率の計算は、設定する要綱など何か合理的な計算方法があるということか。

【契約検査課工事契約係長】

調整率の計算方法については非公表になる。

【仙頭委員】

入札のほとんどが最低制限価格未満の案件があるなど、恣意的なものがあるような印象も出てきてしまう。難しい問題だが。

【契約検査課長】

非公表の部分については申し上げられないが、非公表にしている部分も含め適切に執行している。

【仙頭委員】

業者が出来るという金額で落札出来ないことが、合理的ではないような印象を受ける。

【佐野座長】

資料の1－2を見ると必ずしも全ての有効率が低いわけではないため、今回抽出した案件の有効率が低いものだったということだが、有効率が低くなる工事の特徴、工事種別や時期なのか、そういった理由は把握しているのか。

【契約検査課長】

舗装やとび土工については競争が激しい工種であるため、最低制限価格を下回る率が高い。

【袖林委員】

舗装工事だと、単価や歩掛かりも決まっているので、単価×面積で直接工事費が出るような部分もあるため、業者もかなり高い精度で積算出来る。あとは落札出来る金額の予想を立てて入札をした結果なのかなと。入札金額の差も1万円～2万円のところなので。

【契約検査課長】

おっしゃるとおりで、舗装工事であれば入札金額も1,000円差や同額の入札が多くなることもある。

【伊藤委員】

資料の2－5の案件は、1,000円、1万円差の競争の中で落札しているのでやむをえないかなと思うが、資料2－4の案件は変な結果になったなと感じる。こういうのが避けられる方法が検討していけるといい。業者が考える金額が有効となるような形がいいかなと思う。

【吉津委員】

工種毎にある程度傾向が分かっているのであれば、そのデータを基に何か対応をするというような試みはあるのか。

適正な競争かつ合理的な金額で落としてもらえればいいのだが、資料2－4のような、他の業者が最低制限価格未満となる入札で競争している一方、結果としてそれより100万円程度高い業者が落札していると、ロスが大きいように感じる。

【契約検査課長】

工種別に手法を変えるということはしていない。全ての工種で同様の方法を採用している。

・ 随意契約

市－79 河川維持工事（普通河川大槻川）
（市資料2－6、P.35）

【袖林委員】

業者の選定理由を教えてほしい。

【建設構想部河川課長補佐】

こちらは緊急工事ということで早急に現場に入らなければならないので、複数者に声掛けをしている。その中で2～3日以内に現場入り出来る業者を選定した。また、この業者は前年度に河川の維持補修工事を受注した実績もあるということから選定している。

【伊藤委員】

急に修繕が必要な状況になったのか。

【建設構想部河川課長補佐】

昨年、ゲリラ豪雨により大量の雨水が流入したことが原因で洗堀されたものになるが、今回の修繕箇所は通報によって判明し、早急に対応することになったものである。

【伊藤委員】

通報があったということだが、見回りなどはしていないのか。

【建設構想部河川課長補佐】

増水や氾濫した場合には点検を行うが、昨年氾濫した際に行った点検では破損が確認できなかった。

・制限付一般競争入札

水－2 古坦ポンプ場耐水化整備工事
(上下水資料2－2、P.42)

【伊藤委員】

耐水化というのはどんな工事なのか。特殊なものか。

【上下水道局次長兼下水道整備課長】

この辺りは逢瀬川と阿武隈川の合流地点があり、非常に低地に位置しており、雨水が溜まりやすい構造になっているので、ポンプ場を設置している。河川が氾濫して堤防から水が溢れ出した場合でも、ポンプ場が通常どおり動くよう建物の中に水を侵入させないための改造工事である。

【伊藤委員】

穴を塞いだりする、そんなイメージか。

【上下水道局次長兼下水道整備課長】

逆流防止弁の設置や精密性が高い蓋に変えるといった改造を行った。

【伊藤委員】

入札者が少ないようだが、特殊工事になるのか。

【上下水道局次長兼下水道整備課長】

改造工事のため細かい工種が含まれておるが全体として規模が小さいことや、既存の運転中の施設のため少々制約があること等により応札者が少なかったと想定している。

【仙頭委員】

最初の入札は不調だったということだが、どういう状況だったのか。

【上下水道局次長兼下水道整備課長】

11月29日に1回目の入札を行った際は、応札者がいなかった。同日に同様の工種の工事が複数件あったことが原因と考えている。

・指名競争入札
水－8 中部第二排水区 下水道管更生工事
(上下水資料2－3、P.53)

【伊藤委員】

更生ということは何か欠陥があって直したのか。欠陥はどうやって発見したのか。

【下水道保全課主任技査兼施設改良係長】

事前にカメラで動画撮影をし、マンホールとマンホール間の下水道管にクラックや鉄筋の露出があるかを確認し、施工が必要なところを抽出して発注している。

【伊藤委員】

辞退者が多いのはなぜか。

【下水道保全課主任技査兼施設改良係長】

更生工事の場合、様々な工法があるが、各社が長さや場所を考慮して、施工の可否を判断しているのではないかと考える。また、工法によっては必要な機材が変わってくるので、狭い場所だと機材が入る入らないということもあると思う。

【総務課長補佐兼契約係長】

補足だが、辞退の理由について確認したところ、「技術者の確保が困難」「下請け業者の確保が困難」といった事情から1回目の入札を辞退している業者が半数近くいた。

【伊藤委員】

施工箇所は14箇所だが、この施工の工法は全て同じなのか。工法は業者が選んで良いのか。

【下水道保全課主任技査兼施設改良係長】

工法は全て同じだが、業者が選択して良い。

【袖林委員】

参考までに1回目の入札の後、2回目の入札までの間に状況説明はするのか。

【総務課長補佐兼契約係長】

基本的には状況の説明は行わない。1回目の最低金額を示すだけ。

【袖林委員】

2回目の入札の場合、業者は1回目の最低金額がわかっているので、それに対して更に応札するか、辞退するか判断するのか。

【総務課長補佐兼契約係長】

お見込みのとおり。

【伊藤委員】

この価格では合わないということで辞退されたということか。

【総務課長補佐兼契約係長】

おっしゃるとおりで、特に2回目の辞退となっていくと入札までの暇がなく、下請け業者との調整まで出来ないことから、辞退せざるを得なかったのではないかと推測される。

【吉津委員】

今までのケースでは最低制限価格割れが多く、今回はその逆のケース。色んな意味で役所側と業者側のズレが生じているのでそれを解消する仕組みができると良いのでは。

【仙頭委員】

工事自体はどれ位の深さなのか。硫化水素等の問題はなかったか。

【下水道保全課主任技査兼施設改良係長】

マンホールは1mから2.5mくらいの深さなので、事前及び作業中の硫化水素の濃度を測定する等の安全対策を仕様の中では求めている。

【仙頭委員】

作業は樹脂管か何かを入れるのか。

【下水道保全課主任技査兼施設改良係長】

樹脂状の材料を中に引き入れ、膨らませた後に光やお湯で温めて固めるという内容である。

【仙頭委員】

形成工法なのか。

【下水道保全課主任技査兼施設改良係長】

お見込みのとおり。

・ 随意契約

水-11 5-1号汚水幹線下水道管更生工事
(上下水資料2-4、P.55)

【仙頭委員】

SPR工法は、特徴として汚水が流れている箇所での施工が可能ということだと思うが、それを出来る業者が4者くらいある中で、この業者を選んだ理由は。

【下水道保全課管路維持係長】

SPR協会という協会があり、市内では3者加入しており、この加入業者に聞き取りし、施工可能という業者を選定した。

【仙頭委員】

深いところまで施工するため、様々な制約があって技術的に出来ると断言した業者を選定したのか。

【下水道保全課管路維持係長】

技術的には3者とも施工可能であるが、緊急工事のためすぐに対応できる業者を選定した。

【仙頭委員】

八潮市で起こった事故が原因で点検したのか。

【下水道保全課管路維持係長】

八潮市の事故に起因する点検とは別の点検を行った際に、茶色に腐食し、鉄筋が露出している箇所があったので、緊急工事として行った。

【佐野座長】

緊急工事では、工期の着手日と入札日の順番が逆になることは往々にしてあることなのか。

【総務課長補佐兼契約係長】

契約前着手は大分特殊なケースで、例えば東日本大震災時のように大規模な被災をして応急で復旧しなければならない箇所が多いという中で特例的に認めてられるもので、前段として被害の規模が大きいことが必須要件となる。緊急工事は多く行っているが、昨年度契約前着手を行ったのは、この1件だけである。

【伊藤委員】

なぜ発見したのか。

【下水道保全課管路維持係長】

この現場には下水管にどの程度汚水が流れているかを測る流量計があり、それが不具合を起こしたため、状況を確認するために中に入ったところ、状況がわかった。

【袖林委員】

機械が壊れたことが原因なのか、管が壊れたから機械が壊れたのか。どちらが先なのか。

【下水道保全課主任技査兼施設改良係長】

発見したきっかけとなったのは流量計の故障であるが、他の管も含めて不具合の原因は確認できていない。

【下水道保全課管路維持係長】

流量計の故障は、硫化水素が原因ということはないと思う。

【下水道保全課主任技査兼施設改良係長】

流量計の故障は、どちらかという原因は経年劣化で、そろそろ故障が起こるというタイミングにあった。

【伊藤委員】

経年劣化していたのは、機械の方か。

【下水道保全課主任技査兼施設改良係長】

機械の方。そのため、撤去が必要であろうということで中に入って状況を確認した。

【袖林委員】

そういう機械は多く入っているのか。

【下水道保全課主任技査兼施設改良係長】

多くはないが、箇所箇所に入っているところがある。

【伊藤委員】

つまり、今回は機械の故障を見に行ったら偶然見つかったということか。

それがとても緊急性が高いものだったということで、とても怖いという印象。

【下水道保全課主任技査兼施設改良係長】

八潮市の事故が話題になっているが、郡山市の下水道の管についても、エリア毎に点検をするという計画を立てている。この箇所については計画上、まだ点検が必要な時期は到来しておらず、点検までは入っていなかった。

【伊藤委員】

思ったよりこの管の経年が早かったということか。

【下水道保全課管路維持係長】

経年なのか、鉄筋が見えたことが引き金となっている。鉄筋が見えるということはもう強度がないという判断をして、緊急性があるということで工事をした。

【伊藤委員】

なぜここだけ経年が早かったのかという原因は調査できるものか。

【下水道保全課管路維持係長】

この現場の先に流域下水道という大きい幹線があり、そこに汚水が流れ落ちていくので、しびきが発生し、硫化水素が充満している。ちょうどそこから30メートル付近は腐食が多く、合流点は腐食現象が見られるといえる。

(2) 指名停止措置状況について

＜審議概要＞

- ・佐野座長が、事務局へ指名停止措置状況に関する説明を求めた。
- ・市事務局：契約検査課長から市資料3に（P.57～64）に沿って説明
- ・各案件に関し、委員から質問があり、事務局において回答

（市資料3、P.58～59）

【袖林委員】

案件1について、指名停止措置の運用期間は2か月となっているが、今回の指名停止措置期間は4か月でよいのか。

【契約検査課長】

本件は、加重を適用しているため、指名停止措置期間が2か月の2倍、4か月となっている。

【袖林委員】

他の事案より指名停止措置が重いのは、報告をしなかったというところが指名停止措置が重くなった原因か。

【契約検査課長】

そのとおり。公衆損害事故のみであれば1か月の指名停止措置となるが、本件は報告義務違反もあることから重くなっている。

【佐野座長】

埋設管の種類や位置、深さなどは施工者には伝えているのか。

【契約検査課長】

伝えることにはなっているが、図面に記載がなく施工者へ埋設物の情報が伝わっていなかった事案もある。安全管理は行っていたが、情報不足のために発生したということであれば、事業者の責任はないため指名停止措置にはならない場合もある。

(3) その他

＜審議概要＞

- ・佐野座長が各委員へ意見等があるかを確認したところ、以下のとおり意見等があった。

＜質疑応答＞

【吉津委員】

夏における工事について、人件費を高くする等の対策が必要ではないかと思う。ここ最近の異常な暑さの中で工事を行っている方々を見ると、何かしらの対策がないと人手不足が加速するのではないかと。

【契約検査課長】

熱中症対策として、郡山市では前年度の真夏日の発生日数に応じて作業不能日を設け、その分を工期に加算することで、休工があっても工期に影響が及ぼさないような取り組みを行っている。また、職員による現場パトロールにおいても現場ごとに熱中症対策がきちんと取られているか等の確認を行っている。

【吉津委員】

当初設定された工期を延長するような運用はしているのか。

【契約検査課長】

作業不能日は、前年度の真夏日の日数を参考に設定しているため、実際に真夏日が見込みを上回る場合には、それを協議することで変更の対象になる。

【伊藤委員】

熱中症対策の取り組みをしているということで安心した。ただ、現場レベルで聞く話だと、熱中症対策が事業者としても大変だということで、休ませてはくれるが、下請けに対して工期はそのままだということを言われたという話も聞くので、ぜひそういう取り組みがあつて、工期を伸ばしてもいいよということを伝えてほしいと思う。

4 その他

- ・市事務局：契約検査課契約管理係長から、次回開催日程について10月上旬を予定している旨の説明があった。

5 閉会